俺の人生と体を返せ

これでは生きてゆけぬ低賃金と環境

CO患者　池畑重富

今年の一月七日から、厚生省指定の難病の疑いがあるとして、四カ月間の入院生活をするはめになりました。今までも数回にわたって入院生活をしてきましたが、そのつど子供達と家内だけのさびしい生活をさせたものです。「子供をからって、片方の手で別の子供の手をひき、雪の降る日も病院と家の間を行ったり来たりしたとき、こごえた子供の手をしっかりとにぎりながら、このまま死んでしまおうか、と何度も思った」、と小さな声でもらした妻の言葉を耳に残しながら、の入院生活でした。

入院中、家族の生活を何とかしなければと思い、そのままの給料袋を持って市の保護課に行ったとき、係の方が「これだけですか」とびっくりしたことを忘れずにいます。

そんなことから、治療なかばで早々に退院し、六月やっとの忘いで二十四万出勤。七月に十万円、賃金の半分相当を保護から受けました。そして八月、期末手当を受けたとたん、保護手当を切られました。そのため、妥結額の半分の期末手当もそのまま生活費として食いつぶしてきました。子供達も「どこにもいかんとは、私の家だけよ」といい、さびしい夏休みは、また今年もかわりませんでした。

×

このように、会社は私達を「生かさず殺さず」の低賃金で働かせていますが、私達CO患者が働く造成職場の休憩所は、古坑木や石炭をたく昔のままのストーブで、石炭をくべるたびに粉塵と煙がたちこめ、雨期には雨もりがし、毒虫が発生する始末です。

工場には換気扇などなく、庇や側溝もなく、薄暗く、ストーブの煙が充満したまま一日の仕事が始まります。私たちCO患者の健康増進とは、およそ逆行するひどい環境です。

このたびCO協定改定闘争にあたり、低賃金・悪い環境のなかでCO中毒の後遺症が悪化しては死していく仲間たち。入院生活を余儀なくされる仲間と怒りをともにし、後遺症におびえる自分たちの体と職場の実態を直視して、あくまで災害責任をのがれようとする資本に体でぶつかり、「俺の人生と体を返せ」と精いっぱい闘い抜きたい、と思います。

おねがい

全国のCO患者守る会会員の皆さん、だいぶん涼しくなりましたし、大災害の日も近ずいています。どうぞ本紙に、原稿をお寄せください。——編集部

団結して抜本的改正へ

CO・遺族協定

せめて要求を聞け

命を返せ、は無理だろうが　遺族

昭和三十八年十一月九日、三川鉱炭じん大爆発。

一瞬にして、四百五十八人もの労働者が虐殺されました。そして八百三十九人のCO患者までつくり出されたのです。保安を無視する生産第一主義の犠牲です。

朝元気で出勤していって、真面目に働いていた良人が、突然遺体となってつき返されてきました。その上押しつけられた弔慰金が、たった四十万円。それとひっかえに、一家の大黒柱の命をもぎとられ、その日から母と子の苦しみの暮らしが始まったのです。

せめても頼む労災補償も千日分で打ち切られる始末。命の代償はわずかなものでした。

×

別表に、十七年間の遺族の暮らしの一端を具体的に記します。（別表参照のこと）

当然ながら私達は、三つの要求を柱に十七年間闘ってきました。

一つは、大災害の原因を明らかにし、責任を取らせ、遺族の生活を保障させること。

二つは、九死に一生を得たCO患者を、元の体にすること。

三つは、再び災害を起こさせぬこと。

以上でした。遺族という名の人は私達でもうたくさん。これ以上親のない子をつくらないでほしいのですが、悲願空しく、その後百三十八人もの労働者が殺されてしまいました。四百五十八人の大災害の犠牲者は、現実には人柱にもなり得なかったのです。どんなにか悔しい良人達でしょう。私達もすまない、と思います。

大爆発後三井鉱山が遺族に支給した金額

（昭和38年11月9日～同55年9月9日まで）

1、弔慰金	400,000円	
2、葬祭料	100,000	私傷死亡も出す
3、打切り金	150,000	就職依頼をしなかつた人に
4、待機手当	28,000	全部昭和39年1月～4月（7,000円×4）
5、盆・暮の見舞金	261,500	年に2回の御仏前。13回忌外50,000円
6、仏事費	75,000	7回分15,000円。17回忌15,000円
計	1,014,500円	

（注）1,014,500円÷17年＝59,676円47銭
59,676円77銭÷12月＝4,973円03銭
4,973円03銭÷30日＝165円76銭
以上の結果1日の日割計算は165円76銭

相次ぐ症状の悪化

許せぬ、患者の私傷病扱い　CO家族

今年は、CO・遺族協定の改訂の時です。私達は組合、主婦会とともに、これまでハンストや座りこみと命がけで闘ったにもかかわらず、いつも三井鉱山が一方的な内容の協定を押しつけてきたのです。

遺族とCO患者、その家族は苦しみの連続です。

一酸化炭素（CO）ガスを吸わされ、脳細胞をおかされた患者の夫たちは中毒が治るどころか、いろんな病気が重なり、悪化するばかりで、今年にはいって二名のCO患者が亡くなり、災害以来二十八名の患者が死亡していますが、ほとんど私傷病で片づけられています。今年は、協定の抜本的改訂をさせるため頑張ります。

八月三十一日大雨降るなか、治療中のCO患者の家族の集会を開きました。現在治療中の患者もともと労働者は、その労働力こそ売っても命までは売ってはいないのです。命を返せ、と叫びたいのは無理なことでしょうか。

今年は、CO患者・遺族のたは四十二名で、在籍者は重傷の受川孝さんを含めて十四名しかいないのです。

あとの二十八名は定年退職した患者ということで会社は見舞金すら出さず、もう会社は何の関係もない、という顔をしています。

集まった家族からは、それぞれの悩みや問題を出されましたが、とくに定年退職したCO患者の家族の問題は深刻です。

退職者の一人、CO患者の藤岡さんは入院治療中ですが、病状が悪化して座ることも立つこともできなくなり、何カ月も、昼夜にわたって家族がつき添わねばならず、同時に家族の世話もしなければなりません。奥さんは「どげんかしてください。これでは自分が倒れる」と、涙ながらに訴えられました。もう、六十近くの身です。

平野山病院に入院されている隈さんも同じで、毎日で主人の看護のためいっておられますが、自分が体を悪くしても寝ることもできないということです。人ごとには思えません。いつ、患者のだれが倒れるやらわからず、不安でいっぱいです。会社は、入院中の患者には、労災でも他の病院でも、介護者くらい責任もってつけるべきです。CO患者家族の声でした。

九・二八坑内火災被災患者で労災補償を打ち切られたことに対して不服申請を提出しておられる患者家族からは、「主人ばかりでなく、このままでは家族までが病気になりそうだから、ぜひ治療・生活ができるようにしてもらいたい」など、切実な思いが述べられました。

現在万田訓練所に通っている本さん（九・二八坑内火災被災患者）は、「訓練手当だけでは食べていけないので、せめて坑外賃金は補償してもらうよう、ぜひお願いします」、ということでした。

出されたことはほかにも少くありませんでしたが、こんどの協定改訂は重大な内容ばかりですから要求を勝ち取るためには当事者の自分達がまず、組合といっしょになって頑張るしかないことを意志統一して、解散しました。

×

（この項は、CO家族会長の石原マサ子さんから寄せられたものです）

（この項は、遺族会事務局長の永江美由紀さんから寄せられました）

×

三池炭鉱に働く労働者のみなさん、私共の最低の要求の獲得をめざしての闘いこそ、三井鉱山に反省を求め、労働災害を撲滅し、労働者の命を守る闘いにつながることを信じます。ともに闘ってくださいますよう、お願いいたします。

原告団総会のお知らせ

とき　九月二十八日午前十時

ところ　荒尾公会堂

×

CO・遺族協定の抜本的改訂と、三池大災害裁判勝利をめざす闘いを強めるために、原告団全員の参加をお願いします。——原告団

作業衣は全員支給せよ

会社は差別取扱いするな

職場二十三分会（新港作業所）はいち早く、CO・遺族協定の抜本的改定闘争をめざして準備にはいっているが、その動きを伝えるのが、同分会が発行する新聞〝いのち〟

その九月一日発行は、次の記事をかかげている。

×

作業衣支給のため、寸法をはかり、その支給が会社の都合で遅れたため、なかばで退職された方が怒り、職場より要求して支給をさせました。

もともと作業衣は、労働者の労働力を買い、働いてもらう時の、会社の設備の一たんであります。

会社の支給、不支給を出勤方数できめ、労務管理の出勤督励の手段に使いますが、これは全く不当なものです。ましてや出勤が満足にできない労働者（CO患者をさす）は、会社の合理化で身体を悪くされたものであり、差別扱いするのでなく、責任こそ感じて当然ではないでしょうか。

作業衣の全員支給は当然です。

原告団消息

6月12日　堀田武夫さん（新港作業所）、曙病院より遠沢病院（玉名）に転院。

25日　三池大災害裁判の証人打合わせ。

27日　右裁判第36回公判。この日遺族会福岡在住者班会議。

7月5日　沢田武夫さん（新港作業所）、伊藤病院（荒尾）を退院。

18日　原告団事務局会議。藤村幸生さん（万田作業所）、大牟田労災病院へ入院。

中尾種夫さん（退職者）、国立病院銀水園に入院。

31日　九・二八坑内火災裁判第29回公判。

8月2～3日　金子医師、来診。

4日　二十三分会（旧三川指導部十六分会＝造成職場分会）の総会。

8月6日　日野厚さん（万田作業所）、荒尾市民病院入院。

9日　浦田譲二さん（万田訓練所）大牟田労災病院入院。

11日　家族会、初盆まいり。

12日　原告団、初盆まいり。

18日　加藤秀雄さん（新港作業所）、垣内外科（大牟田）に入院。

22日　原告団事務局会議。

26日　原告団役員会議。

28日　遺族会、アソニット工場ブロック集会。

29日　遺族会、三池縫製工場ブロック集会。

31日　傷病年金受給者家族ブロック集会。

9月1日　遺族会、両工場外の一般ブロック集会。

5日　原告団役員会議。

×

なお、裾分文三さんと坂上国光さん（いずれも退職者）が退院。